

考えてみよう 相続



～ 身近なライフパートナーとしてご相談ください ～

相続税が改正!基礎控除の引き下げにより納税対象者が増加!!

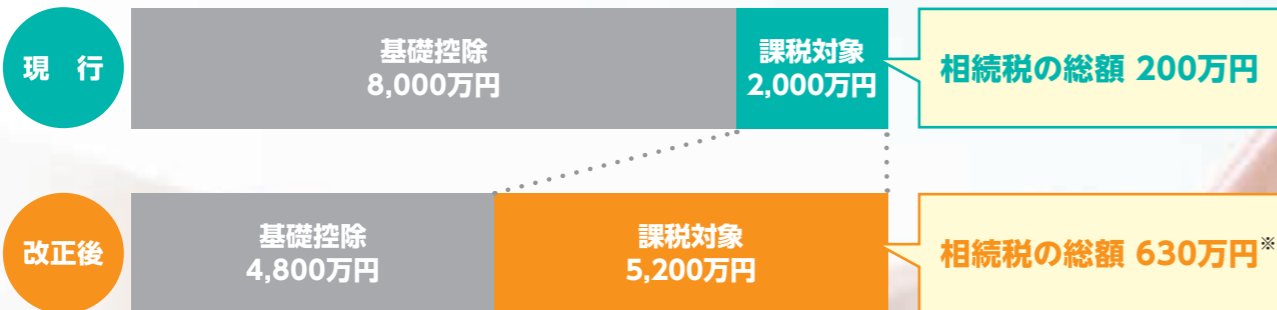
平成27年1月1日から相続税が改正になりました。
 今回の改正により、相続税を納付する人は全体の約4%から約6%に増えるといわれていますので、相続に対する理解や増税に向けて早めの準備が重要になります。
 とりぎんでは相続セミナーや無料税務相談を通じて、相続に関する情報提供やサポートに努めています。

相続税改正のポイント

POINT 1 基礎控除の引き下げ ～控除が4割縮小されました～

現行 $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人数}$ → 改正後 $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人数}$

● ご主人さんの遺産1億円を妻と子供2人で法定相続どおり相続した場合



*実際の納税額は配偶者控除等があるため、異なります。

POINT 2 税率の見直し ～最高税率が55%に～

現行 10、15、20、30、40、50%の6種類 → 改正後 10、15、20、30、40、45、50、55%の8種類

POINT 3 小規模宅地等の特例*の見直し ～相続税の減額対象面積が拡大～

居住用宅地(特定居住用宅地の場合)

現行 限度面積 240㎡ → 改正後 限度面積 330㎡

* 小規模宅地等の特例
 被相続人の居住用または事業用の宅地等がある場合には、相続税計算上の土地の評価額を80%減額することができます。

とりぎんでは相続に関するさまざまなサービスをご提供しています!!

相続セミナーの開催

当行各営業店において、相続に関する税制や遺言等の諸制度、保険を活用した相続対策など外部講師を招き、セミナーを開催しております。



税理士による無料税務相談

当行では、税理士による無料税務相談を開催しております。
 お客さま個別で具体的な税金のお悩みに対して、担当の税理士が親切、丁寧にご対応させていただきます。電話での相談でもお応えしますので、お気軽にご利用ください。

毎週火曜日	毎週水曜日	毎週木曜日
吉田税理士 当行倉吉中央支店 TEL:0858-26-0051	後藤税理士 当行米子ローンプラザ TEL:0859-32-0271	天野税理士 当行くらしと経営相談所 TEL:0857-37-0220

本店2階

* 税務相談日は、担当税理士の都合により変更されることがありますので、当行くらしと経営相談所(TEL 0857-37-0220)までお問合わせください。

タブレット端末を用いた相続に関する情報のご提供

当行では、平成26年7月各営業店にタブレット端末を導入いたしました。

端末を用いて、相続税の簡易シミュレーションや相続に関する情報のご提供、保険を活用した相続対策の提案を行っています。

